

土浦市が発注する建設工事における情報共有システム試行要領(土木工事編)

(目的)

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取り組みの一つとして、土浦市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において情報共有システムを試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。
(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

ICT(情報通信技術)を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、土浦市ではASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)方式(※1)によるものとする。

※1「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。

なお、主任(監理)技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主に指す。

なお、検査職員や発注担当課職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録

される必要がある。

(5) 営繕工事

建築物等の新築、増築、改築、模様替え及び修繕に係る工事を指し、公共建築（改修）工事標準仕様書等の基準により作成された設計図書に基づき行う工事をいう。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 情報共有システムの対象は、起工額が200万円（税込み）を超える建設工事（営繕工事を除く）のうち、特記仕様書等に情報共有システムの対象として明示された工事とする。受注者がシステムの活用を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、実施することができる「受注者希望型」とする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 この要領において使用できる情報共有システムは、「茨城県土木部 情報共有システム要件書」（以下「要件書」という。）を満たすものとする。使用するシステムの決定については、「要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別表第1 情報共有システム試行対象書類一覧表（土木工事）を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

なお、別表第1を変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏えい防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底

(4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)

(5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守
(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの工事完成(中間)検査の実施を基本とする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品する。

なお、紙媒体での納品は原則として行わないこと。

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。

(その他)

第11条 この要領に定めがない事項に関しては、「土浦市が発注する建設工事における情報共有システム利用ガイドライン」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日以降に起工する工事に適用する。